

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

令和三年五月十三日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 国吉一夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称
をした者の氏名

遠藤みきお

遠藤みきお後援会

金子 修一

金子しゅういち後援会

橋 秀徳

橋秀徳後援会

星崎 健次

南星会

取消年月日

三、三、一六

二、二二、三〇

三、三、一六

三、三、二五